

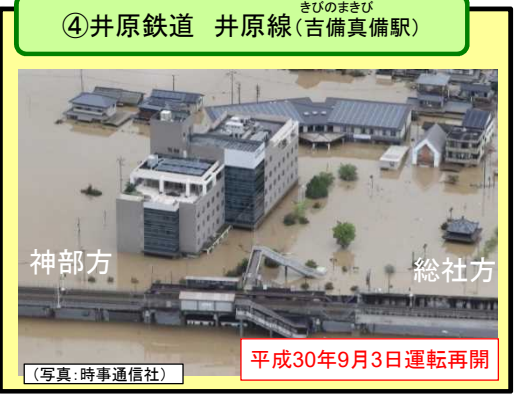
参考資料

令和元年11月26日
国土交通省鉄道局

平成30年7月豪雨による主な鉄道の被害と復旧状況について(中国地方)



- ・発災後、全国で最大32事業者115路線で運転休止。現在も1事業者1路線(JR西日本芸備線)が運転休止中。
- ・JR山陽線は、斜面崩壊等により全線の運転再開に約3か月間を要した。JR芸備線は、本年10月23日に運転を再開した。

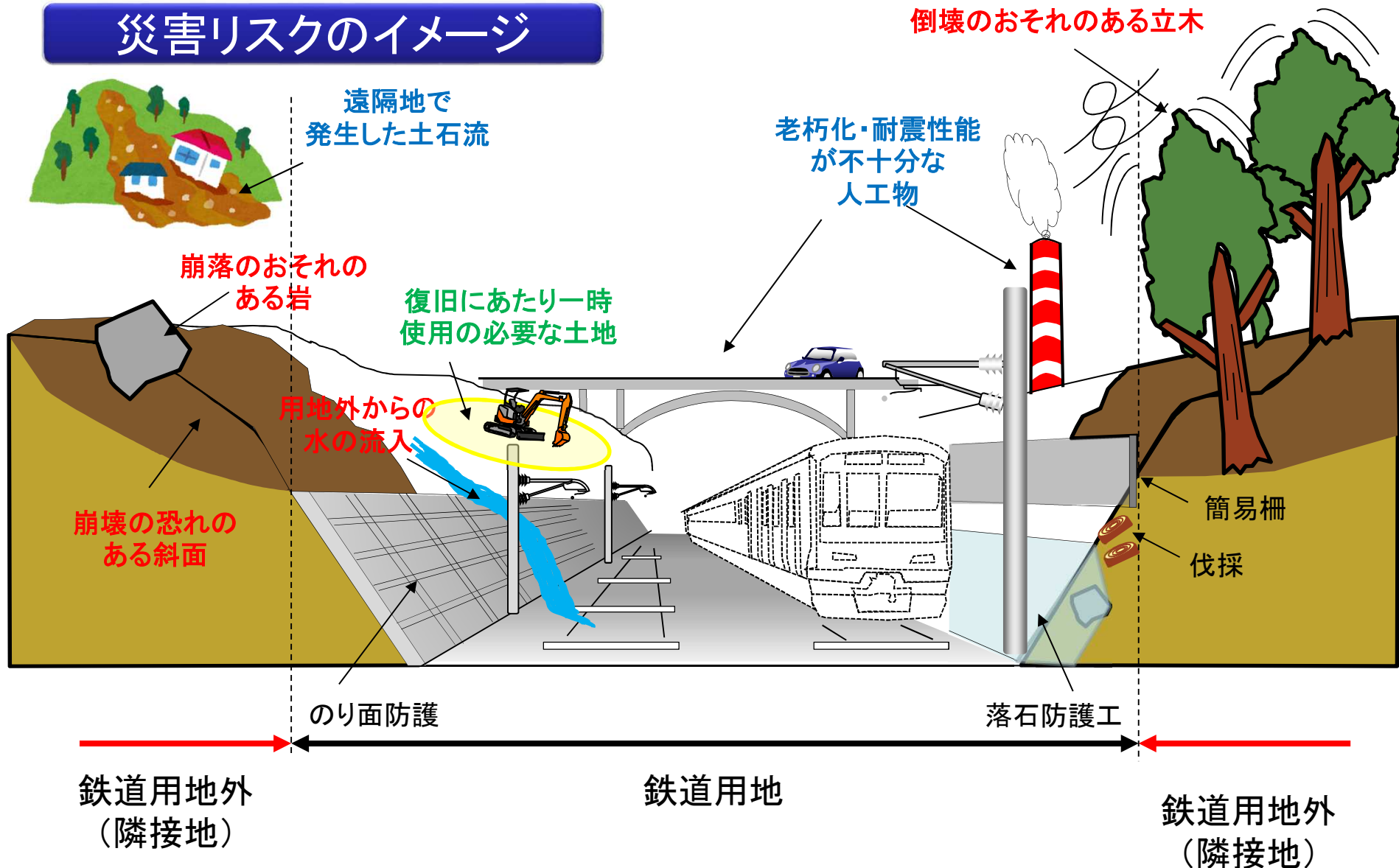


鉄道の主な被害等について(中国地方)

事業者名	路線	発生日	被災箇所等	概要	全線 ※1 運転再開	
JR西日本	山陽線	7月7日	ほんごう こうち 本郷～河内 他	盛土崩壊等	9月30日 ※2 (10月13日)	
	はくび 伯備線	7月5日	いしが にいみ 石蟹～新見 他	変電所水没等	8月1日	
	呉線	7月7日	みずしり 水尻駅 他	土砂流入等	10月28日	
	山陰線	7月8日	ながとおい こしがはま 長門大井～越ヶ浜	斜面崩壊	7月21日	
	つやま 津山線	7月7日	まきやま ののち 牧山～野々口 他	土砂流入等	8月5日	
	ふくえん 福塩線	7月7日	びんごほんじょう よこお 備後本庄～横尾 他	土砂流入等	10月18日	
	いんび 因美線	7月7日	はじ なぎ 土師～那岐 他	のり面崩壊等	8月31日	
	芸備線	7月7日	かるが しらきやま 狩留家～白木山 他	橋りょう流失等	2019年10月23日 (みよし なかみた 三次～中三田間 ※3 2019年4月4日)	
	がんよく 岩徳線	7月9日	かつま おおかわち 勝間～大河内 他	盛土流失等	9月22日	
	きしん 姫新線	7月7日	くせ ちゅうごくかつやま 久世～中国勝山 他	土砂流入等	8月31日	
	きすき 木次線	7月9日	ゆき びんご おちあい 油木～備後落合	土砂流入等	8月8日	
	いばら 井原鉄道	井原線	7月9日	きびの まきび 吉備真備駅	駅施設等冠水	9月3日
	にしきがわ 錦川鉄道	錦川清流線	7月7日	かわにし せいりゅうしんいわくに 川西～清流新岩国	土砂流入	8月27日

- ※1 運転再開期間は芸備線を除き2018(平成30)年
- ※2 JR山陽線は台風24号の影響で再び9月29日から下松駅～柳井間で運休したが、10月13日に全線で運転再開した。
- ※3 JR芸備線は2019年4月4日から三次～中三田駅間で、暫定的に運転を再開した。当該区間は集中的に線路改良工事を実施するため、2019年7月25日～8月21日に終日列車を運休した。

災害リスクのイメージ



事前防災(樹木対策)

課題:隣接地の危険木の早期伐採ができず、倒木による輸送障害等が発生

【事例】

○ 鉄道用地外の隣接区域において、強風などにより倒木の可能性のある樹木(危険木)が確認された。鉄道事業者から、当該区域内の樹木の伐採について土地所有者と協議したが、相隣関係等で土地所有者と鉄道事業者との間で十分な調整がなされておらず、土地所有者から伐採の許可がでなかった。その後、危険木が倒れ、輸送障害が発生した。

(地権者と鉄道事業者との間に軋轢が生じている場合もあり、協議にすら応じてもらえないケースも散見される。)

倒木による線路支障



鉄道用地外からの倒木が列車に接触し、輸送障害が発生した事例

応急復旧(一時使用)

課題: 災害復旧時に隣接地の一時使用ができず、災害復旧工事に支障

【事例】

○ 災害発生時の応急復旧時において、早期運転再開のためには、一時的に鉄道用地外の土地を使用して、重機等を搬入し、復旧工事を行う必要があった。

しかし、当該土地の所有者から、土地の一時使用の理解が得られなかった。

そのため、当該土地を迂回して、線路側から作業員が現場に入り、復旧工事を手作業で実施せざるを得なかったことから、運転再開に時間を要した。

個人情報保護のため非公開

各事業における用地外の事前対策・応急復旧の現状

対象事業	【事前対策において】 用地外における措置・権限	【応急復旧において】 用地外の土地の一時使用など
鉄道	法的根拠無し	法的根拠無し
電気	(電気事業法第61条) 電気事業者は、障害を及ぼす若しくは及ぼすおそれがある場合でやむを得ない場合は、経済産業大臣の許可を得て、樹木の伐採・移植が可能(ただし、重大な支障が生じる場合等では、経産大臣の許可を受けず、伐採等が可能)	(電気事業法第58条) 電気事業者は、天災・事変その他の非常事態が発生した場合など、他人の土地を利用する必要であって、かつ、やむを得ない時は、経済産業大臣の許可を得て、その土地を一時使用することが可能(ただし、十五日以内の期間は、この限りでない)
通信	(電気通信事業法第136条) 認定電気通信事業者は、障害を及ぼす若しくは及ぼすおそれがある場合でやむを得ない場合は、総務大臣の許可を得て、樹木の伐採・移植が可能(ただし、重大な支障が生じる場合等では、総務大臣の許可を受けず、伐採等が可能)	(電気通信事業法第133条) 認定電気通信事業者は、天災・事変その他の非常事態が発生した場合など、他人の土地を利用する必要であって、かつ、やむを得ない時は、総務大臣の許可を得て、その土地を一時使用することが可能(ただし、十五日以内の期間は、この限りでない)
道路	(道路法第44条) 道路管理者は、沿道区域において、道路の構造に及ぼすべき損害・危険を防止するために必要と認める時は、その区域の管理者に対し、損害等を防止するための必要な措置を命ずることが可能	(道路法第68条) 道路管理者は、道路に関する非常災害時のやむを得ない場合において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木などの使用・収用・処分することが可能

※鉄道事業者は鉄道施設に関する測量、工事等の必要があるときは、国土交通大臣の許可を得て、他人の土地への立入り又は一時使用することは可能(鉄道事業法第22条))

(参考)用地外からの一時使用に係る規定(鉄道)

○鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)(抄)

(土地の立入り及び使用)

第二十二條 鉄道事業者は、鉄道施設に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、国土交通大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

- 2 鉄道事業者は、前項の規定により立ち入り、又は使用しようとするときは、やむを得ない理由がある場合を除き、土地の占有者にその旨を通知しなければならない。
- 3 鉄道事業者は、第一項の規定による立入り又は使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。
- 4 前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。
- 5 第三項の規定による損失の補償については、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、都道府県知事の裁定を申請することができる。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。
- 7 都道府県知事は、第五項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。
- 8 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。
- 9 第五項の裁定のうち補償金の額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。
- 10 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。
- 11 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(参考)用地外からの一時使用に係る規定(道路)

○道路法(昭和二十七年法律第一百八十号)(抄)

(他人の土地の立入又は一時使用)

第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

7 第五項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(立入又は一時使用の受忍)

第六十七条 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前条第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

(非常災害時における土地の一時使用等)

第六十八条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

(損失の補償)

第六十九条 道路管理者は、第六十六条又は前条の規定による処分に因り損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

○ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(抄)

(一時使用)

第五十八条 電気事業者(小売電気事業者を除く。以下この章において同じ。)は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」という。)を利用することが必要であり、かつ、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを一時使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、電線路(その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む。)又はその附属設備(以下「電線路」と総称する。)を支持するために利用する場合に限る。

一 電気事業(小売電気事業を除く。以下この章において同じ。)の用に供する電線路に関する工事の施行のため必要な資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のためのやぐら又は索道の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、緊急に電気を供給するための電線路の設置

三 電気事業の用に供する電気工作物の設置のための測標の設置

2 電気事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3~7(略)

(立入り)

第五十九条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、経済産業大臣の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2~3(略)

○ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)

(土地の一時使用)

第一百三十三条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の実施に関し、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一 線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置

三 測標の設置

2 認定電気通信事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3~6(略)

(土地の立入り)

第一百三十四条 認定電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、認定電気通信事業者が前項の規定により他人の土地に立ち入る場合について準用する。

○ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(抄)

(植物の伐採又は移植)

第六十一条 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、経済産業大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2 電気事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害するおそれがあると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

4 第五十八条第三項の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。

(損失補償)

第六十二条 電気事業者は、第五十八条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第五十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第六十条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによって損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、通常生ずる損失を補償しなければならない。

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)

(植物の伐採)

第三百三十六条 認定電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、総務大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2 認定電気通信事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 認定電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

(損失補償)

第三百三十七条 認定電気通信事業者は、第三百三十三条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第三百三十四条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第三百三十五条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

(参考)森林法①

○ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(抄)

(公益的機能維持増進協定)

第十条の十五 1～3、4 一～三(略)

四 公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域に近接する民有林において、都道府県が治山事業(第四十一条第三項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事又は同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。以下この号及び次項において同じ。)を行い、又は行おうとしているときは、当該治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。

(指定)

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(民有林にあつては、重要流域(二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき
- 九 航行の目標の保存
- 十 公衆の保健
- 十一 名所又は旧跡の風致の保存

(参考)森林法②

○ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(抄)

(保安林における制限)

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～六 (略)

七 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

八 (略)

九 その他農林水産省令で定める場合

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～三(略)

四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

五、六(略)

3～8(略)

9 第一項第七号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

(指定)

第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

1～2(略)

3 農林水産大臣は、第一項の事業(以下「保安施設事業」という。)を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

○ 森林法施行規則(昭和26年農林省省令第54号)

(立木の伐採の許可を要しない場合)

第60条 法34条第1項第九号の農林水産省令で定める場合は、次の通りとする。

九 道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与える恐れがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところから従って立木を伐採する場合(緊急伐採等の届出)

第66条 法第34条第9項の届出書は、伐採その他の行為の終つた日から30日以内に提出しなければならない。